

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策の推進

- (1) 地球温暖化対策計画における温室効果ガス削減目標を達成するため、具体的施策を示すとともに、都市自治体を実施する施策に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 電力の小売全面自由化に伴い、都市自治体が地域の温室効果ガス排出量の算出に必要な情報を把握できない状況にあることから、すべての小売電気事業者が同情報を開示するよう必要な措置を講じること。
- (3) 次世代自動車の技術開発や普及促進に係る支援措置を拡充するとともに、都市自治体が積極的に導入できるよう財政措置を拡充すること。

2. 地域循環共生圏の創造に当たっては、都市自治体等のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、関係府省庁が連携し、具体的な施策や制度を構築すること。

また、地域循環共生圏について広く国民に周知するとともに、都市自治体が各地域で多様な取組ができるよう支援措置を講じること。

3. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明やシミュレーションモデルの高度化、全国一律の注意喚起制度の整備、都市自治体と他国の友好都市等との連携・協力の取組に係る支援など、総合的かつ広域的な対策を講じること。

4. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援

- (1) 浄化槽の整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
- (2) コミュニティ・プラントの基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。

5. 水環境の保全対策の推進

- (1) 水質浄化や湖辺環境の保全など、湖沼の水環境保全に係る施策を推進す

ること。

(2) 水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制や専用水道の設置者等に適正な負担を求めることができる仕組みの創設など、地下水利用に係る新たな施策を講じること。

6. 沿線住民の良好な生活環境を保全するため、新幹線鉄道の騒音・振動を低減するよう必要な措置を講じること。

7. 生態系等に係る被害を防止するため、外来種対策を強化すること。

8. 生物多様性地域戦略の策定に係る支援措置を拡充するとともに、各地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を総合的かつ広域的に支援すること。

9. 国立公園の特別地域において、景観や通行の支障となる雑木を適期に伐採できるよう木竹の伐採に係る許可基準の緩和など、必要な措置を講じること。

10. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう温泉資源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。